



● パブリックコメントについて

広陵町自治基本条例（令和3年5月広陵町条例第1号）第12条において、「町は、計画等の制定や見直しに当たっては、適切な時期に分かりやすく情報を公開し、町民の意見を募るものとする。」と規定しており、文化芸術基本計画の策定に当たって、ひろく意見を募る上でもパブリックコメントを実施する。

● 文化芸術推進基本計画の議決を求めることについて

広陵町議会基本条例（平成27年3月広陵町条例第24号）第10条において、「町政全般にわたる重要な計画等について、議会が積極的に審議を行うものとする。」と規定しており、議会の議決を求める必要がある。